

- 60歳以上の市民を対象に、保健師・看護師が相談をお受けします。  
※健康手帳をお持ちの人は持参してください。
- ▼受付時間 午後1時30分～2時30分  
※つるかめ苑のみ午後1時～2時30分
- ▼日程・ところ
- ◎12月4日(木) 弁天苑
  - ◎12月18日(木) 松寿苑
  - ◎12月25日(木) 松南苑
  - ◎1月6日(火) 新町福寿苑
  - ◎1月7日(水) つるかめ苑
  - ◎1月15日(木) 恵寿苑
  - ◎1月22日(木) 高見苑
  - ◎1月27日(火) 天美荘
- ▼問合せ 地域保健課

保健師・看護師による  
健康相談

健康



脳ドック受診費用の

一部を助成

市民の健康増進を図るため、脳ドックの受診費用を一部助成します。

▼対象 満40歳以上の市民 ▼助成額 1万円 ▼医療機関 阪南中央病院、松原徳洲会病院、明治橋病院、オノクリニックス ▼申込み 地域保健課で申請してください。▼問合せ 地域保健課(国民健康保険加入者は、保険年金課へお問い合わせください)



骨粗しょう症検診のご案内

5年に一度受診できる節目検診です。この機会を利用して、ご自身の骨の健康度を測ってみませんか。

▼対象 受診時に満40・45・50・55・60・65・70歳の女性(該当年齢に達していない場合でも、受診日に対象年齢に達していれば受診できます。)

▼内容 問診・腕のレントゲンによる骨密度測定 ▼とき 2月2日(月)、3月12日(木) ※事前予約必要。各日ともに定員になり次第締め切り。

▼ところ 市立保健センター

▼問合せ 地域保健課

**健康ガイド**

岡田眼科(上田3丁目)  
院長 岡田 安司

「色覚検査について」

かつて、小学4年生を対象に学校で色覚検査が行われていました。しかし、「色覚検査をすることは差別につながる」などの声があがり、平成14年に学校保健法を改正、検査の施行義務がなくなっています。任意で検査を行う場合は保護者の同意が必要とされ、15年度以降、ほとんどの学校で検査が実施されなくなりました。

色覚異常があっても日常生活では支障がない人がほとんどですが、安全上の理由などで「色覚が正常であること」を求められる職業や、就職時に制限がない場合でも、就職してから困惑するケースも見受けられました。

昨年、児童生徒などが自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態が報告されました。

このため、今春に文部科学省より、学校医による健康相談において、事前の同意を得て、適切な対応ができる体制を整えることや、教職員が色覚異常に関する正確な知識を持ち、配慮を行うとともに、児童生徒などが自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的な対応の必要性が通知されています。各自の適性を尊重した上で、将来の夢を壊すことのない指導が望まれます。

Menu

ヘルスメイトがおすすめ! 今月のレシピ もっとお魚を食べよう 第7弾!

「生鮭の酒蒸し煮」

【材料】(4人分) 生鮭4切れ、玉ねぎ1/2個、人参1/3本、ピーマン1個、酒大さじ3、水大さじ5、塩・こしょう少々 【作り方】①生鮭は軽く塩・こしょうをし10分ほどおく。②野菜はすべて千切りにする。③フライパンに②の野菜の半量、生鮭、残りの野菜の順に入れる。④酒をふりかけ、水を加えてから中火で加熱し、煮立ったらふたをし、弱火で7～8分蒸し煮にする。⑤皿に鮭を盛り、千切り野菜も盛りつける(お好みでレモン汁、ポン酢、マヨネーズなどをかけて)。※野菜たっぷり料理は「まったら愛っ娘～松原育ち～」で検索! 毎月市facebookでも配信中。▶問合せ 地域保健課



(食事バランスガイド 副菜1SV, 主菜2SV)

▼問合せ 消防本部警防課

年頭にあたり、無火災・無災害を祈念することにも安心・安全に暮らすことができる、まちづくりを目指し、消防車両、消防職員、消防団員、婦人防火クラブ員および自主防災組織による行進や一斉放水などを行います。

また、消防団による規律訓練を行います。この訓練は部隊行動の基礎となるもので、消防活動に必要な厳正なる規律や隊員の品位・団結力の向上などを図ることを目的としています。消防団の一糸乱れぬ動きをご覧ください。

なお、雨天時は市役所市民ロビーにて式典のみを行います。

※当日は式典に伴い、一時消防車のサイレンが鳴りますが、火災と間違えのないようお願いいたします。



新春恒例「消防出初式」  
1月11日(日) 午前10時  
大和川西青少年運動広場

## 安全

浴槽での溺水事故に注意！

浴槽内での溺水事故が多発しています。急激な温度変化は危険です。特に高齢の人は注意しましょう。

①入浴前に脱衣室と浴室を暖めておきましょう。

②長湯はやめましょう

③お湯の温度は38〜40度に設定し、浴槽への出入りはゆっくりと行動する様にしましょう

④時々、家族の人が声を掛けましょう

## まつばら 防災情報

防災情報を手軽にあなたのもとへ  
「防災情報メール」に登録しましょう

携帯メールアドレスを「おおさか防災ネット」に登録していただくと、特別警報、大雨洪水警報などの気象情報、台風、地震・津波情報、土砂災害警戒情報、水防警報情報、災害時の避難準備情報・避難勧告・避難指示、その他緊急情報（お知らせ情報の配信を希望された人）など、地域（市町村）別の防災情報を携帯電話にメール配信します。

■防災情報メールの登録は  
[touroku@osaka-bousai.net] または、右のQRコードを読み取り、空メールを送信して手続きを行ってください。

なお、登録料は無料ですが、メール受信にかかる通信料は必要です。

詳しくはおおさか防災ネットをご覧ください。

主な掲載内容は  
・府内発表の気象警報、地震、津波、台風情報  
・河川、雨量情報、交通・道路・ライフライン情報  
・防災(ハザード)マップ、防災情報メールの登録方法 など

PCサイト <http://www.osaka-bousai.net/>  
携帯サイト <http://www.osaka-bousai.net/mobile/pref/>

▶問合せ 危機管理課



### 注意

- ★入浴後に水分補給
  - ★血圧のチェック
  - ★飲酒後の入浴は控える
  - ★体調が万全でないときは入浴しない
  - ★意識が遠くなったときは、浴槽の栓を抜きすぐに助けを呼びましょう
- ▼問合せ 消防署救急係



小・中学校の新1年生に  
就学通知書を送付します

平成27年4月に、小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者に、入学する学校名、入学式の日程などを記載した「就学通知書」を12月中旬から送付します。ご自宅に届かない場合はご連絡ください。

転出や転居などにより就学指定校が変更になる場合はできるだけ早めにご連絡ください。

また、国立や私立の小・中学校に就学する場合は手続きが必要です。入学する学校の入学許可書と就学通知書を教職員課へ提出してください。

■新小学1年生の就学通知

▼対象 市に住民登録し、平成20年4月2日〜平成21年4月1日生まれの児童 ※市立小学校への就学を希望する外国籍の児童で、就学申し込みをしていない場合は教職員課へご連絡ください。

■新小学1年生の就学通知

各小学校を通じてお渡しします。

▼問合せ 教職員課

## 教育

大阪府 藤井寺保健所 からの お知らせ

住所 藤井寺市藤井寺1-8-36  
☎072-955-4181 (代表) ※市外局番からおかけください。  
HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/fujiiderahoken/>

●HIV即日検査(抗体検査)【無料、匿名可】毎週水曜日/午前9時30分～10時30分 年内の最終日は12月24日  
●肝炎ウイルス検査【無料、予約制】第2・4水曜日/午後1時30分～2時30分 ●風しん抗体検査【無料、予約制】第2・4水曜日/午後1時30分～2時30分 ●こころの健康相談【無料、予約制】こころの病気、ひきこもり、アルコール依存症など。精神科医、精神保健福祉担当者などが相談に応じます。 ●医療機関に関する相談【無料】毎週月～金曜日/午前9時15分～午後0時15分、午後1時～4時

生活衛生室 ☎072-952-6165

●水質検査(飲用水・井戸水・遊泳場水・浴槽水)【有料、予約制】依頼の際はお問い合わせください。年内の最終受け付けは12月17日 ●腸内細菌検査【有料】(赤痢菌・チフス菌・パラチフスA菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌O157) 毎週月・火・水曜日/午前9時30分～正午 年内の最終受け付けは12月17日 ●寄生虫卵検査・ぎょう虫卵検査【有料】 毎週月～木曜日/午前9時30分～正午 年内の最終受け付けは12月18日 ●室内空気検査(ホルムアルデヒド・VOC)【有料、予約制】依頼の際はお問い合わせください。

12月1日は世界エイズデー  
「AIDS IS NOT OVER  
～まだ終わっていない～」

●即日検査 毎週水曜日(祝祭日除く)  
(HIV検査) 午前9時30分～10時30分  
無料・匿名可・予約不要

●実施場所 大阪府藤井寺保健所  
(藤井寺市藤井寺1-8-36)

●電話番号 ☎072-955-4181 (代表)  
※市外局番からおかけください。

●阪南中央病院  
◎松南苑 12月19日(金) 午後1時30分～(受け付け 午後1時～)「知っているようで、知らない 栄養のはなし」

▼問合せ 阪南中央病院(☎333-2100)

## 人権

ご存知ですか? 「宅地建物取引業人権推進指導員制度」

大阪府では、宅地建物取引の場における同和地区に対する差別や入居差別などさまざまな差別をなくしていくため、業界団体と連携し、「宅地建物取引業人権推進指導員」の養成に取り組んでいます。

人権推進指導員を設置する宅地建物取引業者の事務所には、次のステッカーが掲示されています。詳しくはホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/sido-jinken/shido.html>) をご覧下さい。

▼問合せ 大阪府住宅まちづくり部 建築振興課(☎06-6941-0351 内線3083,3084)

▲人権推進指導員設置店ステッカー



▼とき 12月15日(月) 午後1時45分～

▼ところ 市立保健センター

▼定員 6人(予約制) ▼申込み 電話で地域保健課へ。

## 歯科健康相談

献血にご協力を

とき・ところ  
12月29日(月)  
河内天美駅前  
午前10時～午後4時  
※400ml 献血のみ

問合せ  
松原市社会福祉協議会  
(☎333-0294)

## 市内の地域医療機関講演会

市内の病院では、地域医療向上のため、次の講演会を行います。詳しくは各病院へお問い合わせください。

▼ところ・とき・内容

●松原徳洲会病院  
◎天美我堂旧公民館 いずれも午後2時30分～

○12月4日(木)「あなたは知っていますか? 介護保険」「高齢者肺炎の予防」

○12月18日(木)「知っていますか? 補助金制度」「女性の排尿障害」

▼問合せ 松原徳洲会病院(☎333-43400)

## 寒さに負けず体を動かしましょう

### ①こころと体のはつつ教室

いつまでも元気な生活を送るために、誰もが、楽しく気軽に無理なく参加できる教室です。

軽い体操に加え、脳力トレーニングや音楽療法、簡単な作品を製作したりすることで、頭とからだを若返らせましょう。  
▶とき 1月6日～3月24日の毎週火曜日(全12回) 午前10時～正午 ▶ところ 天美公民館(天美西1丁目) ▶対象 市内在住の65歳以上で教室参加にあたって介助を必要としない人 ※平成25年度および今年度の参加者は除く。▶定員 先着25人 ▶申込み 12月10日(火)～

### ②お達者体操くらぶ

マシンを使用しない柔軟体操や筋力トレーニングを中心とした介護予防のための教室です。

▶とき 1月8日～3月26日の毎週木曜日(全12回) 午後1時30分～3時 ▶ところ 市民体育館(田井城3丁目) ▶対象 市内在住の65歳以上の人で、医師などから運動を禁止されていない人 ※平成25年度および今年度の参加者は除く。▶定員 25人 ※過去の参加回数が少ない人が優先。定員を超えた場合は抽選により決定し、参加決定者のみに後日通知します。▶申込み 12月9日(火)～12日(金)

### ③わくわく筋力トレーニング教室

トレーニングマシンを用いた強めの筋力トレーニングを行い、運動機能を向上させることで介護予防を目指します。

▶とき 1月13日～3月31日の毎週火・木曜日(全23回)  
◎Aクラス 午後1時～2時40分 ◎Bクラス 午後3時～4時40分 ▶ところ 総合福祉会館機能訓練室(新堂1丁目) ▶対象 65歳以上の介護保険認定を受けていない人で、教室まで自分で通うことが可能な人 ※過去の教室参加者は除く。健康状態により主治医の意見書を提出してもらいますが、申し込みできない場合があります。▶定員 12人(各クラス6人) ※申し込み多数の場合および参加クラスは、抽選により決定します。抽選日は12月17日(火)を予定。▶申込み 12月8日(月)～11日(木)

### ④介護予防教室「元希者うた体操」

おなじみの歌にあわせて軽い体操を行うことで、頭やからだの活性化を図り介護予防を目指します。

▶とき 1月16日、2月20日、3月20日(全3回) 午後1時30分～2時30分 ▶ところ 市役所北別館会議室C・D ▶対象 市内在住の65歳以上の人で、教室参加にあたり介助を必要としない人 ※今年度の参加者は除く。▶定員 先着20人 ▶講師 シルバーアドバイザー松原会 ▶申込み 12月15日(月)～

### ⑤転倒予防教室参加者募集

▶とき 1月19日(月)～2月16日(月)の毎週月曜日(全5回) 午後1時30分～3時 ▶ところ 市民道夢館(阿保4丁目) ▶対象 市内在住の65歳以上で、医師などから運動を禁止されていない人 ※平成25年度と今年度の参加者は除く。▶定員 25人 ※今回の教室から先着順ではありません。過去に参加したことがない人が優先。定員を超えた場合は抽選により決定します。参加決定者のみに後日通知します。▶持ち物 運動のできる服装、上靴、飲み物、タオル ▶申込み 12月11日(木)～16日(火)

▶申込み 各申し込み期間中に本人が、直接高齢介護課窓口か、電話でお申し込みください(土・日・祝日除く)。  
※③のわくわく筋力トレーニング教室は高齢介護課窓口のみの受け付けで、電話での申し込みはできません。  
▶問合せ 高齢介護課



## 児童扶養手当の支給要件が一部改正されました

これまで、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給している人は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い人は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

児童扶養手当を受給するためには子ども未来室への申請が必要です。

### ◆児童扶養手当額(月額)

全部支給(1人目)	41,020円
一部支給(1人目)	41,010円～9,680円
2人目	5,000円
3人目以降	1人増える毎に3,000円

※受給している年金額が手当額より低いかどうかは、子ども未来室へお問い合わせください。

▶問合せ 子ども未来室



今月は児童扶養手当の支払い月です  
児童扶養手当を12月11日(木)に振り込みます。受給されている人は口座への入金を確認してください。  
なお、現況届を子ども未来室へ提出されていない場合は、入金されませんのでご注意ください。  
▼問合せ 子ども未来室  
〔大阪府里親シンポジウム2014〕  
▼とき 12月14日(日) 午後1時30分～4時  
▼ところ 千里文化センター「コラボ」2階集会場(北大阪急行千里中央駅下車徒歩2分) ▼内容 里親さんの体験談、里子さんからのメッセージ、相談コーナーなど  
▼対象 大阪府民 ▼保育 おおむね1歳～就学前の子ども(要予約)  
▼主催 大阪府、大阪里親連合会 ▼問合せ 大阪府福祉部子ども家庭支援課(☎06・6944・6318)

## 子育て

## あなたのぬくもりがここの子にやっこや

## 福祉

介護予防支援  
きらり活動事業開始にともない  
きらり活動員を募集します

〈きらり活動事業とは〉  
きらり活動員が、社会参加活動を通して自身の介護予防につなげ、いきいきとした生活を送ってもらうことを目的とする事業です。  
〈きらり活動員対象者〉  
65歳以上で下記のいずれかの要件を満たす人  
①要介護認定を受けていない人  
②要支援1・2の人  
③事前研修を受け活動員に登録し、介護施設や公共施設などで話し相手、行事の手伝いなどの活動を行います。

1時間の活動で1ポイントとし、年間20ポイント以上でポイントに応じて交付品(例えば、年間上限の100ポイントを貯めれば5000円相当に交換できます)。  
〈事前研修について〉  
①～③の3回1コース(必須)の研修を受講し、活動員の登録をします。  
▼とき ①1月19日(月) ②1月27日(水) ③2月2日(月) いずれも午後1時～

時30分～3時30分 ▼ところ 市役所8階会議室 ▼内容 ①事業概要について 認知症について ②「傾聴」の基礎知識と練習 ③施設での活動の心得と流れ ▼定員 30人  
▼申込み・問合せ 松原市社会福祉協議会(☎3333・0294)

〈きらり活動事業受け入れ機関も募集しています〉  
きらり活動員の活動の場を提供して、皆さんで介護予防の輪を広げませんか。  
〈対象となる受け入れ機関〉  
①市内の介護保険対象施設  
②市より地域支援事業を受託している事業所  
③市内の公共施設  
〈受け入れ機関説明会を実施します〉  
▼とき 1月21日(火) 午後1時30分～2時30分 ▼ところ 市役所8階会議室 ▼申込み・問合せ 高齢介護課



## 松原市家族介護教室「ノロウイルスの知識を深めよう」

ノロウイルスによる食中毒、感染症の予防講座です。家庭でできる単対策について学びましょう。

▼とき 1月18日(日) 午後1時30分～3時(受け付け 午後1時～)  
▼ところ 寿里苑サラ(丹南4丁目)  
▼講師 松本信子さん(介護老人福祉施設寿里苑サラ 管理栄養士)  
▼定員 先着20人 ▼申込み・問合せ 12月10日(火)から電話で寿里苑サラ(☎337・7555)へ(月～金曜日 午前9時～午後5時30分)。

## 相談

### 行政書士による無料相談

書類作成(遺産相続、遺言書、任意後見契約、NPO法人設立など)に関する相談および、外国人の帰化、各種営業許可申請に関する相談に無料で応じます。一人約30分で要予約。  
▼とき 12月20日(日) 午後1時30分～4時 ▼ところ ゆめニティプラザ 市民サロン(上田3丁目) ▼定員 先着6人 ▼申込み 大阪府行政書士会南大阪支部(☎334・0150)

## 保険・年金

### 民間事業者の変更について

日本年金機構では、民間事業者に業務委託を行って、国民年金保険料が未納となっている人に対して、電話や文書、戸別訪問による納付のご案内や保険料の収納業務を実施しています(法律に基づき「民間委託」)。松原市管轄の民間事業者が変更になりました。

(変更前)株式会社オリエントコーポレーション(変更後)日立トリプルウィン株式会社(☎0120-211-231) 午前9時～午後21時 木曜日は午前9時～午後5時30分、土・日・祝日は正午～午後6時 (コールセンター) お盆休み、年末・年始は除く)

▼問合せ 天王寺年金事務所(☎06-6772-7531)

### 天災による国民年金保険料免除制度について

風水害などの災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請をして承認されると、保険料の全額が免除される制度があります。

国民健康保険に加入している人で、同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、一定額を超えた分が「高額医療費」として払い戻しを受けることができます。ただし、入院や高額な診療が予想される場合、事前の申請により交付を受けた「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払い額が自己負担限度額までの負担となります。入院・外来どちらの場合も適用されます。

なお、70歳以上の課税世帯の人は、高齢受給者証で代用されますので申請の必要はありません。認定証の種類や自己負担限度額は、年齢や所得区分によって異なるので、保険年金課までお問い合わせください。申請したくと、申請月の1日から有効の認定証が交付されます。※保険料を滞納していると交付できない場合があります。

▼問合せ 保険年金課

### 高額療養費の自己負担限度額が変わります

1カ月に支払った医療費の一部負担金が一一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額療養費」として支給されます。自己負担限度額は70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人では異なり、また、所得区分によっても異なります。現行の70歳未満の人の所得区分は基準の幅が大きく、負担能力に応じた負担とする観点から、平成27年1月より、70歳未満の人の自己負担限度額を細かく設定する見直しが行われます。

区分	所得要件	限度額
A	基準総所得額 600万円超	150,000円+(総医療費-500,000円) ×1% (4回目以降: 83,400円)
B	基準総所得額 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1% (4回目以降: 44,400円)
C	住民税非課税世帯	35,400円 (4回目以降: 24,600円)

区分	所得要件	限度額
ア	基準総所得額 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円) ×1% (4回目以降: 140,100円)
イ	基準総所得額 600万円超～ 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円) ×1% (4回目以降: 93,000円)
ウ	基準総所得額 210万円超～ 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円) ×1% (4回目以降: 44,400円)
エ	基準総所得額 210万円以下	57,600円 (4回目以降: 44,400円)
オ	住民税非課税世帯	35,400円 (4回目以降: 24,600円)

※基準総所得=前年の総所得額-基礎控除33万円  
▶問合せ 保険年金課(保険係)

## 税

### 償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店を営んでいる人が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具・備品など(土地・家屋を除く)のことです。1月1日現在で償却資産を所有している人および貸し付けている人は申告してください(税務署への申告とは別に市に対しても申告義務があります)。

する予定です。12月末までに申告対象者で用紙が届いていない人は課税課固定資産税係までご連絡ください。償却資産の対象となるもの(業種別例)下表参照。  
申告が必要な人  
●1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人  
●1月1日現在、市内で直接事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人  
申告期限 平成27年2月2日(月)  
※期限間近は窓口が大変混雑しますので早めに申告してください。申告書は郵送でも受け付けていますので、控えが必要な人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

▼問合せ 課税課

業種名	主な償却資産の内容
【共通】	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車場設備など
料理・飲食店業	テーブル、いす、厨房設備、レジスター、冷凍冷蔵庫など
理容・美容業	理容・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機装置、サインポールなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日よけなど
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、フォークリフトなど
医(歯)業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備などの外構工事、受変電設備など

※不動産貸付業は、アパートや駐車場の経営などを含む。

### 住宅建て替え中の土地の申告

平成26年中に居住用住宅を建て替えのために取り壊し、平成27年1月1日現在着工し、住宅が完成していない人で一定の要件を満たす場合に限り、土地の税額の軽減措置を受けることができます。この措置を受けるためには申告が必要です。詳しくは、課税課固定資産税係までお問い合わせください。

### 住宅用地の申告および家屋の届出

住宅用地には固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置があり、税負担が軽減されます。この特例措置を正しく適用するために、住宅用地については「住宅用地等申告書」による申告をしていただくことになっています。

- 次の①～④の場合は申告が必要です。
- ①住宅用地を新たに取得した場合
  - ②住宅用地の地積を変更した場合
  - ③住宅用地以外の土地を住宅用地に変更した場合
  - ④住宅用地の全部または一部をそれ以外の用途に変更した場合
- また、家屋の新築、増築、取り壊し、用途変更をされた場合も届け出をしてください。

▶問合せ 課税課

### 12月の休日窓口開庁日

毎月第3土曜日には、休日窓口を行っています。  
開庁日 12月20日(土) 開庁窓口 窓口課  
開庁時間 午前9時～正午  
取扱業務 下記の交付業務のみ  
①住民票(広域交付住民票は除く)  
②戸籍に関する証明書・戸籍の附票  
③印鑑登録証明書 など、窓口にて交付する証明書  
※転入・転出などの異動届、住民基本台帳カードの申請、印鑑登録の申請はお取り扱いできません。  
問合せ 休日窓口に関することは企画政策課、取扱業務に関することは窓口課

## 12月は「税収確保重点月間」です

大阪府と市が連携し、滞納者に対する徹底した催告や財産の差し押さえなどを行い、納期限内に納税された人との税の公平性を確保します。



府税マスコットキャラクター「タッピー」と「みらい」

▶問合せ 納税課 大阪府中河内府税事務所  
(☎06-6789-1221)

## 市税の納付は期限内に

12月22日は市府民税(普通徴収分)第4期の納期限です。

今月は納期限が早いので、特に口座振替の人はご注意ください。期限内に、お近くの金融機関、郵便局・ゆうちょ銀行またはコンビニエンスストアで必ず納付してください。納期限を過ぎますと延滞金が増算されますのでご注意ください。

## ■日曜・夜間の納税相談と収納窓口の開設

納税課では、12月は次のとおり休日・夜間の収納と納税相談を実施します。昼間、仕事などでお忙しい人

## 農産物直売所

### 街の駅「畑のじぎ」松原店

市内の農家が生産した新鮮な旬の野菜や果物を販売しています。  
▼とき 月～金曜日(祝日除く)午前9時30分～午後3時30分(※12月27日(土)・28日(日)は臨時営業します。年末は12月30日(火)まで、年始は1月7日(水)から)  
▼ところ J A 大阪中河内松原支店北隣り(上田5丁目)  
▼問合せ J A 大阪中河内松原営業センター(☎331-1881)

## その他

## 製造業を営む皆さんへ

### お知らせです

製造事業所を対象に、平成26年12月31日時点で工業統計調査を実施します。工業統計調査とは、我が国における工業の実態を明らかにし、中小企業施策や地域振興など国および行政施策の基礎資料となる大変重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。  
なお、調査票にご記入いただいた内容は統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。調査の趣旨・必要性をご理解

## 募集

- ▶職務内容 留守家庭児童会室指導員
- ▶募集人数 27人程度 ※平成27年度の入室児童数により募集人数は変わる場合があります。
- ▶対象 昭和30年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人。①保育士資格または教員免許(幼・小・中・高)または社会福祉士資格を有する人(平成27年3月末までに取得見込みの人を含む) ②学童保育の指導員経験(年間勤務200日以上)を平成27年3月末時点で2年以上有する人
- ▶勤務期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
- ▶申込み 受験申込用紙(12月1日(月)から子ども未来室にて配布)に必要事項を記入し、12月8日(月)～17日(水)(土・日曜日を除く)までに子ども未来室へ(郵送不可)。
- ▶試験日 12月23日(祝)
- ▶試験場所 市役所
- ▶試験内容 小論文・面接
- ▶問合せ 子ども未来室

## 嘱託職員

- 【自衛官候補生(男子)】  
所定の教育を経て、3カ月後に2等陸・海・空士に任用
- ▶応募資格 18歳以上～27歳未満
  - ▶受付期間  
①12月8日(月)～1月16日(金)  
②1月28日(水)～2月3日(火)
  - ▶試験期日  
①1月25日(日)～27日(火)のうち1日  
②2月13日(金)～16日(月)のうち1日
  - ▶入隊日 3月～4月
- ※詳しくは下記までお問い合わせください。  
▶問合せ 自衛隊富田林地域事務所(☎0721-24-3799 ㊟0721-24-3999)

## 防衛省(自衛官など)

や未納の市税がある人はご利用ください。

- ◎休日窓口 12月14日(日) 午前10時から午後5時まで
- ◎夜間窓口 12月19日(金)・22日(月) 午後8時まで

■市税の納付は便利な口座振替で  
市税の納付に口座振替をご利用になると、金融機関などへ納付に行かなくても、納期限に指定の預金口座から自動的に振替納付されますので便利です。

▼問合せ 納税課

## まちづくり

## 都市計画変更案の縦覧

大阪府が作成した「南部大阪都市計画 区域区分の変更」案を縦覧します。松原市域では、天美地区に関する内容であり、住民や利害関係人は、縦覧期間内に案について意見書を提出することができます。

- ◎縦覧期間 12月12日(金)～26日(金)
- ◎縦覧場所および意見提出先 大阪

いただいた「回答」をよろしくお願ひします。

- ▼問合せ 大阪府総務部統計課工業・動態グループ(☎06・6210・9208)、総務情報課

## 〓寄付〓 ありがとうのじぎいきました

### ■「松原がんばる市民応援寄附金」

◎10月31日 松原商工会議所(吉村盛善様)  
これからも、「松原がんばる市民応援事業」に有効に活用させていただきます。

- ▼問合せ 秘書広報課

## 消費生活

府総合計画課(案は、大阪府のホームページ)([http://www.pref.osaka.lg.jp/sokei/tokeishin/index/jura\\_n\\_top.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/sokei/tokeishin/index/jura_n_top.html))もぜひ市まちづくり推進課でも見る事ができます)。  
▼申込み・問合せ 大阪府総合計画課(☎06・6944・6776)  
Eメール [sogokeikaku@sbbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:sogokeikaku@sbbox.pref.osaka.lg.jp)

食品表示についての情報提供・問い合わせのホットライン  
【食品表示110番】

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解する上で重要な情報です。

近畿農政局では「食品表示110番」を設置し、JAS法に基づき食品の不適切表示や不審な食品表示の情報、食品の表示に関する質問などを受け付けています。

- ▼問合せ 近畿農政局 大阪地域センター(食品表示監視チーム)(☎06・6941・9063) 午前8時30分～午後5時15分 ※正午～午後1時および土・日・祝日、年末年始除く。

## 経営者向け 債務問題無料相談会

融資の利用や取引先の減少など、経営に伴う債務の理由はさまざまです。一人で悩まず、まずはお電話ください。弁護士があなたの相談に無料で応じます。相談当日は、債務の状況がわかる書類(決算書、融資などの返済予定表)を持参してください。一人45分で要予約。

- ▼とき 12月17日(水) 午後5時～8時
- ▼ところ 市役所6階消費生活相談コーナー
- ▼申込み・問合せ 12月1日(月) 午前9時から電話で産業振興課へ。

## 個人向け借金問題無料相談会

ヤミ金、連帯保証、悪質商法による被害など、借金の理由はさまざまです。弁護士が相談に無料で応じます。相談当日は、借金の状況がわかる書類(契約書、領収書、通知書など)を持参してください。一人45分で要予約。

- ▼とき 12月19日(金) 午後5時～8時
- ▼ところ 市役所6階消費生活相談コーナー
- ▼申込み・問合せ 12月1日(月) 午前9時から電話で産業振興課へ。



## 平成27・28・29年度 競争入札参加資格審査 申請受付について

松原市および松原市水道事業の入札および見積もりに参加を希望される人は、申請を行ってください。申請受付の詳細は下記のとおりです。

なお、登録有効期間内に必ず入札の参加を約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。  
★申請業種 A.建設工事 B.測量・建設コンサルタント等業務 C.物品購入 D.委託業務 ※小規模修繕希望者は、C.物品購入への申請をお願いします。

- ★申請書配布期間 12月22日(月)まで(※土・日曜・祝日を除く)
- ★配布場所 市役所5階契約検査室または市ホームページからダウンロードしてください。

★申請方法  
申請書を記入の上、郵送(〒580-8501 松原市阿保1-1-1)で、松原市役所総務部契約検査室へ(簡易書留郵便または特定記録郵便に限る)。受付期間内の消印のあるものに限り有効。

- ★申請書受付期間 12月15日(月)～22日(月)
- ★登録有効期間  
業種A・B 平成27年4月1日～平成30年3月31日  
業種C・D 平成27年3月1日～平成30年3月31日
- 問合せ 契約検査室・上下水道総務課